

【第5章】

計画の推進

第5章 計画の推進

1 開かれた教育行政の推進

本道教育が道民の期待に応えるためには、学校・家庭・地域・行政が課題や危機意識を共有し、連携して教育の質の向上に努めることが重要です。このため、道民の意見や要望等をしっかりと把握するとともに、学校・家庭・地域が必要とする様々な情報を広く提供するなど、開かれた教育行政を進めていく必要があります。

広報・広聴活動の充実

道教委のホームページや各種広報誌等を活用して、教育施策の効果や課題等について十分な説明責任を果たすとともに、インターネット教育モニターやパブリックコメントによる道民の意見聴取等を通じて、様々な意見や要望を的確に把握し、教育政策に反映するなど、住民参加の視点に立った教育行政を進めます。

教育計画の普及啓発

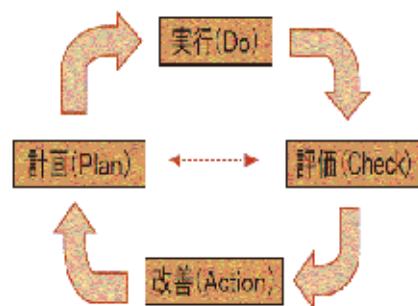
教育計画で示した施策について、道民の理解と協力を得るとともに、計画の実現に向けて、学校・家庭・地域・市町村・教育機関等へ様々な機会を通じて、普及・啓発を図ります。

計画の推進・管理

教育計画の推進に際し、必要に応じて各施策間の連携を図りながら目標の達成を目指します。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年、教育委員会の事務の管理及び執行状況について、点検・評価を実施し、その結果を広く道民に公表します。

【点検・評価の進め方】

- ・ 計画の着実な推進に向けて施策の取組状況、指標の進捗状況を分析評価します。
- ・ 分析評価に当たっては、北海道教育推進会議^{*}など外部有識者の知見を活用します。
- ・ 点検・評価の結果は、広く公表するとともに、PDCAサイクル^{*}の考えに基づき、次年度以降の新たな取組に反映させます。



2 国、市町村など関係機関との連携・協力の推進

現在の複雑化、多様化する教育課題に対応するため、教育に携わる様々な機関が相互に連携して総合的に取り組む必要があり、知事部局、警察等の道の関係機関はもとより、国、市町村と相互に連携・協力を図りながら、取り組んでいきます。

国への働きかけ

国は、全国的な教育機会均等と教育水準の維持向上などの役割を担っていることを踏まえ、関係部局との連携を図りながら、必要な財政上の措置が講じられるよう、働きかけていきます。

市町村、関係機関等との連携の推進

市町村は、小・中学校の設置者として住民に最も身近な教育行政を担っているため、市町村の主体性を尊重しつつ、市町村との役割分担を踏まえながら相互に連携し、教育政策の推進に努めます。また、市町村立学校の教育活動が充実するよう、市町村と連携して適切な指導・助言や情報提供を行います。

さらに、教員養成系大学等の高等教育機関、産業界、PTAやNPOなど教育に関わる様々な機関や団体等と連携、協力を推進します。

知事部局と教育委員会の施策連携

総合教育会議[※]における本道教育に関する知事との協議・調整をはじめ、部局間の連携を十分図り、総合的な教育施策の推進に努めます。

また、道が策定する各分野の特定分野別計画[※]との整合性を図りながら施策の推進に努めます。

※ 私学教育の振興

特色ある教育を行い、本道教育の一翼を担う私立学校について、教育活動が一層促進されるよう、関係機関や団体との連携を図り、私学教員の資質向上や教育活動の充実に向けた取組を支援します。